

山鹿市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第 6 号

山鹿市道路占用規則の一部を改正する規則

山鹿市道路占用規則（平成 1 7 年山鹿市規則第 1 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 3 条に規定する」を「第 2 条第 3 項の規定により」に、「第 2 条に定める」を「第 2 条第 1 項又は第 2 項に規定する」に改め、同条第 2 項中「第 3 条」を「第 2 条第 3 項」に、「別表の」を「別表」に改める。

第 3 条第 2 項第 5 号を削り、同項第 6 号を同項第 5 号とする。

第 5 条第 1 項中「を市長」を「に第 3 条第 2 項に掲げる書類を添えて市長」に改め、同条第 2 項を削る。

第 6 条第 1 項中「を市長」を「に第 3 条第 2 項に掲げる書類を添えて市長」に改め、同条第 2 項を削る。

第 7 条第 2 項中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第 1 号中 「 場
所 」 を 「 場所 」 に改める。

様式第 2 号中 「 場
所 」 を 「 場所 」 に、「3 か月」を「3 月」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。